

## 令和5年度天童市観光誘客等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、交流人口の増加及び地域経済の活性化を図るため、次条に規定する大会等の主催者等（以下「主催者」という。）が観光誘客等支援事業を行う場合において、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該主催者に対し、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、山形県内で開催又は実施される学術、文化等に関する東北大会以上の大会若しくは会議（以下「大会等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 音楽祭、芸術祭等のイベント、コンサート、演劇等の興行、スポーツ大会その他これらに類するものに該当しないものであること。
- (2) 本市、山形市、上山市及び寒河江市の宿泊施設における合計宿泊者数が200人（国際規模の場合は、50人）以上であること。
- (3) 公序良俗に反しないもの及び社会に悪影響を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。
- (5) 本市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金その他助成金を受けていないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、本市の宿泊施設に宿泊した大会等の参加者について、次の各号に掲げる当該参加者の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とする。

- (1) 日本国内に在住する者 1人当たり500円
- (2) 前号に掲げる者以外のもの 1人当たり2,500円

(補助金等交付申請書)

第4条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書の提出期限は市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 大会等の内容及び主催団体の活動内容を確認できる書類
- (4) 大会等の参加者の宿泊場所の予定を確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更、中止及び廃止の条件)

第5条 規則第7条第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設及び廃止
- (2) 補助事業の実施主体又は施行箇所の変更
- (3) 補助事業の事業量の20パーセントを超える増減
- (4) 補助事業の事業費の増又は20パーセントを超える減

2 規則第7条第1号、第2号及び第3号の規定により補助事業の変更等について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第6条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は補助事業の完了後20日を経過する日又は令和6年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業成績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 大会等の参加者の宿泊の実績を確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第7条 市長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の概算払は、概算払請求書（様式第4号）により行うものとする。

（書類の提出）

第8条 この補助金に関して市長に提出する書類は、正副2部とする。

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和6年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第6条関係）

事業計画（成績）書

大会等の名称	
開催日時	
開催場所	
大会等の概要	
参加予定（実績）人数	人
うち本市の宿泊予定 （実績）人数	人
うち国内在住者数	人
うち国外在住者数	人
補助金の額	円

様式第2号（第4条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
自己負担金					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

（宛先）天童市長

（申請者）所在地  
氏名  
電話番号

事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け指令第 号で補助金の交付決定があった令和5年度天童市観光誘客等支援事業について、下記のとおり事業を変更（中止、廃止）したので、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第7条の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由及び内容
- 2 変更後の事業計画書（様式第1号）
- 3 変更後の収支予算書（様式第2号）

備考 事業変更承認申請書に係る関係書類は、補助金の交付の決定通知がなされた事業の内容及び経費の配分（以下「事業内容等」という。）と変更後の事業内容等とを比較対照できるように2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）天童市長

（請求者）所在地

氏名

電話番号

概算払請求書

年 月 日付け指令第 号で補助金の交付の決定があった令和5年度天童市観光誘客等支援事業費補助金について、概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 | 概算払の請求額   | 円 |